

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

帳簿代用書類と消費税

Q: 「帳簿代用書類」は、消費税の仕入税額控除を受けるための「帳簿」には該当しないそうですが、「帳簿代用書類」とはどのようなものなのでしょうか。

A: 「帳簿代用書類」とは、「請求書や領収書などの単なる綴り」を指します。

【解説】

消費税法の改正により、仕入税額控除の要件として「帳簿及び請求書」の保存が義務付けられたことに伴い、「帳簿」についてより厳密な定義付けがなされることとなり、「改正消費税法の施行後は、帳簿代用書類は帳簿とは認めない」との見解が国税庁より明らかにされています。

そこで「帳簿代用書類」とは、どのようなものを指すのかが問題となるのですが、具体的には、「請求書や領収書などの単なる綴り」を指すようです。

このような綴りが利用されているケースは多いでしょうが、ただ、実務的には、これらの綴りはデータの打ち込みや転記の一時的な基礎資料として使用しているケースがほとんどで、何もしないで綴りだけ保存しているといったケースは少ないでしょう。データの打ち込みをしてそれをアウトプットしたプリントがあれば、それは「帳簿」に該当することになりますので、「帳簿及び請求書等」の保存が完成したことになります。

